

増圧給水設備設置条件承諾書 (新設・既設使用)

年　月　日

昭島市長 殿

給水装置の設置場所	昭島市	町	丁目	番	号
設置者（所有者）の住所及び氏名	区・市・町	丁目	番	号	印　電話 ()
管理人の住所及び氏名	区・市・町	丁目	番	号	印　電話 ()
親水道メーターの水栓番号					
増圧給水設備以下の給水装置の水栓番号					

増圧直結給水方式による給水のために増圧給水設備を設置するに当たり、下記の条件を承諾いたします。

記

(使用者等への周知)

- 1 次のような特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、増圧給水設備による給水についての苦情を水道部に一切申し立てません。
 - ① 停電や故障により増圧給水設備が停止した時、又は制限給水時等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良が発生した時には、共用の直結給水栓を使用します。
 - ② 増圧給水設備を設置した場合は、受水タンクのような貯留機能がないため、水道部の配水管工事等の場合には、水の使用ができなくなることを承諾します。

(定期点検等)

- 2 増圧給水設備の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要な都度、隨時に保守点検又は修繕を行います。

(損害の補修)

- 3 増圧給水設備設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道部若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

(管理人等の変更の届け出)

- 4 増圧給水設備の所有者又は管理人を変更するときは、水道部に届け出ると共に、変更後の所有者又は管理人にこの条件承諾事項を継承します。

(既設配管使用の責任)

- 5 既設の受水タンク以下の装置を使用し、増圧給水設備を設置した場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）又は使用者等の責任において解決するとともに、水道部の指示に従い、速やかに改善します。

(水道メーターの管理等)

- 6 ① 増圧給水設備以下の給水装置に市の水道メーターを設置した場合は、水道メーターの管理及び計量に支障がないよう努めます。
② オートロック式建物の場合は、各戸メーター検針、メーターの取替え等、水道部の業務が支障なく行えるよう入館方法を提示します。

(水道メーター交換時の措置)

- 7 水道メーター交換時の断水防止措置のない場合は、計量法に基づく水道メーターの交換及び水道メーター異常等による交換の際、水道部に協力し、断水することを承諾します。

(条例・規程の遵守)

- 8 上記各項の他、取り扱い上なお必要な事項については、昭島市給水条例及び同施行規程を遵守して施行します。

(紛争の解決)

- 9 上記各項の条件について、使用者等に周知徹底させ、増圧給水設備に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道部に一切迷惑をかけません。